平成２７年（フ）第３１４号
熊本市北区八景水谷２丁目５番24号
債務者　角　久仁男
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１４１号
名古屋市瑞穂区汐路町４丁目３番地　大光ビル505号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘202号
債務者　中島　雅和
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４２号
名古屋市瑞穂区汐路町４丁目３番地　大光ビル505号、従前の住所名古屋市熱田区白鳥３丁目９番７号　アレアイーストコート熱田311号
債務者　岡山美寿恵
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９０号
愛知県半田市出口町２丁目213番地　ロジュマンＣ棟201号室、従前の住所愛知県知多郡武豊町字平井５丁目53番地
債務者　永田百合子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３５号
名古屋市守山区野萩町４番７号
債務者　黒川　慎一
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６５号
名古屋市中区千代田５丁目22番30号　プレサンス鶴舞駅前ブリリアント407号
債務者　小崎あかね
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５１号
名古屋市中村区名駅南３丁目４番26号　水主町住宅10―10号
債務者　河合　博司
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９８号
神戸市須磨区白川台６丁目４番地の28　白川台藤ハイツ204号
債務者　吉田　新一
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０２号
神戸市北区山田町下谷上字猪ころび４番地の121
債務者　八尾冨美男
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
兵庫県美方郡香美町香住区余部1850番地
債務者　山崎　邦弘
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
川崎市宮前区菅生ヶ丘32番４―206号　市営住宅
債務者　土生　牧枝（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
川崎市川崎区鋼管通３丁目３番14号　八州ビル　302、前住所川崎市川崎区大島上町13番10号　塩崎昌弘方
債務者　河野　　勉
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
川崎市多摩区東生田３丁目５番10―202号
債務者　菅原　大樹
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
川崎市川崎区田町２丁目４番13―708号
債務者　中川　一郎
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
川崎市川崎区本町２丁目10番地17　704、前住所川崎市川崎区榎町９番21―313号
債務者　渡邉　芳美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
川崎市高津区末長４丁目20番30―201号　エンゼルハイム新城
債務者　佐藤　　梢
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係